

平成29年度 第6回 教育委員会議事録

1 開催日及び場所

平成29年12月1日（金） 午後3時から午後4時20分

山県市役所3階 301会議室

2 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 教育長の報告

日程第4 議第16号 山県市通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第5 議第17号 山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する内規の廃止について

日程第6 議第18号 山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する要綱について

日程第7 議第19号 山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第8 報第2号 山県市公共施設等総合管理計画に係る個別施設の対応方針（案）について

日程第9 その他

3 出席者

教育長 伊藤 正夫

教育長職務代理者 藤岡 功

委員 川田 八重子

委員 江崎 由里香

委員 大野 良輔

事務局 学校教育課長 鬼頭 立城

生涯学習課長 梅田 義孝

公民館長 堀 邦利

学校教育課 恩田 拓充 衣笠 みつ美

#### 4 会議次第

(午後3時開会)

- 藤岡職務代理者 ただいまより、平成29年度第6回教育委員会を開催いたします。  
日程第1、前回議事録の承認について。  
事務局に説明を求めます。
- 事務局（恩田） 日程第1、前回の議事録の承認について。  
委員の皆様には前もって議事録を送付させていただいておりますので、  
要点のみ説明させていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。  
平成29年度、第5回教育委員会が、平成29年10月30日、月曜日、  
午後1時30分から午後2時10分まで、山県市役所3階、303会議室  
において開催されました。  
出席者は、委員4名、教育長、事務局5名でした。  
会議は、前回の議事録の承認、議事録署名者が指名され、教育長から学  
校公表会についてなど2点の報告がありました。  
議事としまして、5議案を審議のうえ決定しました。  
以上でございます。
- 藤岡職務代理者 ただ今事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございまし  
たらお願いいたします。  
ご質問が無いようですので、前回議事録の承認について、承認します。  
続きまして、日程第2、議事録署名者の指名について、今回は、江崎委  
員を指名します。
- 江崎委員 はい。
- 藤岡職務代理者 続きまして、日程第3、教育長の報告について。  
伊藤教育長に報告を求めます。
- 教育長 1点報告させていただきます。先日、新聞等の報道もありましたが、い  
じめ防止の標語を電柱の広告看板にのせるという協定を市が中部電力とN  
T Tの関連会社との間で結びまして、広告看板ですから企業名が入りますが、  
これから市内の電柱に、いじめ防止の標語の看板が設置されます。標  
語は市内小中学校から779点の応募があり、6点を選考しまして、各企  
業がその中から選ぶこととなります。標語は、青少年育成市民会議が募集、

選考しました。少し気にかけていただくと市内で見かけることになるかと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

藤岡職務代理者 ただ今の教育長の報告について、何かご質問等ございましたらお願いします。

ご質問が無いようですので、次にまいります。

日程第4、議第16号、山縣市通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱について、日程第5、議第17号、山縣市立学校の区域外就学の許可基準に関する内規の廃止について、日程第6、議第18号、山縣市立学校の区域外就学の許可基準に関する要綱についての3議案を、関連がありますので一括議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、まず資料ナンバー2をご覧ください。

議第16号、山縣市通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱について。

山縣市通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出、山縣市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次のページに要綱の改正理由と改正文がございますが、本年度第1回の教育委員会にて山縣市就学指導委員会規則の改正を決定いただきましたが、それによって「山縣市就学指導委員会規則」は「山縣市教育支援委員会規則」となり、「山縣市就学指導委員会」の名称は「山縣市教育支援委員会」に変更となりました。これに伴い、本要綱中にあります「山縣市就学指導委員会」の名称を「山縣市教育支援委員会」に変更するために改正するものでありまして、具体的には、第4条の見出しと本文中の「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めるものであります。次のページに、新旧対照表がございますので、ご確認ください。

続きまして、資料ナンバー3をご覧ください。

議第17号、山縣市立学校の区域外就学の許可基準に関する内規の廃止について。

山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する内規を廃止する内規を次ぎのとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

以下、廃止理由がございますが、先ほどと同じ理由で「山県市就学指導委員会」の名称が「山県市教育支援委員会」に変更となったため、本内規中の「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める必要があり、この機会に新たに要綱として定めるため、本内規を廃止するものです。

続きまして、資料ナンバー4をご覧ください。

議第18号、山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する要綱について。

山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

先ほどご説明いたしました、山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する内規を廃止いたしまして、同じ内容で、新たに要綱として制定するものです。次のページに、要綱の制定理由と本文がございますので、ご確認ください。

以上でございます。

藤岡職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

藤岡職務代理者 整合性をとるために改正するということですか。

事務局（恩田） 本来であれば山県市就学指導委員会規則を改正した際に同時に改正等を行わなければいけなかったものでありまして、現在は存在しない委員会名となっておりますので、正しい委員会名とするために改正等をするものです。

藤岡職務代理者 それでは、ほかにご意見などございませんか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第16号、山県市通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱について、議第17号、山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する内規の廃止について及び議第18号、山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤岡職務代理者 異議なしと認めまして、山県市通級による指導実施要綱の一部を改正する要綱について、山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する内規の廃止について及び山県市立学校の区域外就学の許可基準に関する要綱について、決定します。

続きまして、日程第7、議第19号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) それでは、資料ナンバー5をご覧ください。

議第19号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について。

山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次のページに規則の改正理由がございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律などの一部が改正され、これに伴って、山県市職員の育児休業や介護休暇に関して関係する条例の改正が行われるところですが、一定の条件を満たす非常勤職員についても、法律の改正を踏まえて総務省から適切な対応が求められていることから、山県市教育委員会嘱託員の育児休業や介護休暇に関しての改正を行うものです。

以下、改正文とその次のページに新旧対照表がございますが、具体的な改正内容は、育児休業等の対象となる子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子などにも拡大したことと、無給の介護休暇及び介護時間を新設したことなどです。

以上でございます。

藤岡職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

藤岡職務代理者 総務省の方から通達のようなものがあつた訳ですか。

事務局(恩田) 総務省の方からは市長部局の方に通達等がありまして、市長部局の嘱託員について規則の改正等が行われますので、それに合わせて教育委員会の

嘱託員についても同時に改正を行うものです。

川田委員 改正点の見出しに、育児休業等とありますが、実際には育児休暇ではないのですか。

事務局（恩田） 改正点の説明として育児休業等のほか、介護休暇、介護時間という用語を使っているだけでありまして、この部分では特に休業と休暇の違いに意味はございません。実際の規則の中にはそのような用語もございませんので、影響は無いかと思えます。

学校教育課長 改正された法律に、育児休業等となっておりますので、このような用語になるかと思えますが、実際には育児休業の一部である育児休暇のことであります。

藤岡職務代理者 ほかにご意見などございませんか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第19号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤岡職務代理者 異議なしと認めまして、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、決定します。

続きまして、日程第8、報第2号、山県市公共施設等総合管理計画に係る個別施設の対応方針（案）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、資料ナンバー6をご覧ください。

報第2号、山県市公共施設等総合管理計画に係る個別施設の対応方針（案）について。

山県市公共施設等総合管理計画に係る個別施設の対応方針（案）について、別紙のとおり報告する。

平成29年12月1日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

別途資料としまして、山県市公共施設等総合管理計画という冊子をお配りさせていただいておりますが、これは市長部局の総務課が、市の保有する公共施設等の今後について長期的な視点で維持管理に取り組むために作成しましたものですが、これに基づきまして、いわゆる建築系の公共施設

につきまして、このほど山口市公共施設等総合管理計画に係る個別施設の対応方針の案というものができまして、この案が広く市民の方からの意見を募集するためにパブリックコメントというかたちで市のホームページに掲載されました。対象の施設には、教育委員会が管理する施設も含まれておりますので、今回ご報告させていただくものです。

案では、施設を3つの分類に分けまして、Ⅰが原則、休止又は廃止する施設、Ⅱが当面、現状維持、耐用年数の経過等安全な利用が困難となった時点で休止又は廃止する施設、Ⅲが建替えと長寿命化対策の比較検討を行う施設となっております。資料の方に分類ごとの施設の一覧表がありますが、教育委員会が管理する施設としましては、分類Ⅰのものは、教育センター、伊自良中央公民館、北山交流センター、高富体育館などです。分類Ⅱのものは、梅原小、桜尾小、大桑小、伊自良北小、いわ桜小の各施設ほか、高富中央公民館、桜尾公民館や富波公民館、葛原体育館や伊自良総合運動公園管理棟などで、分類Ⅲのものは、高富小、富岡小、高富中、伊自良南小、伊自良中、美山小、美山中の各施設、花咲きホール、高富公民館、富岡公民館、美山中央公民館、西武芸公民館、古田紹欽記念館、図書館・美術館、総合体育館などとなっています。

パブリックコメントを実施中ということで、市のホームページの方から意見を提出することができますので、何か意見がございましたらそちらの方から提出いただければと思います。

以上でございます。

藤岡職務代理者 　ただ今、事務局からの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。

　特にご質問等ございませんか。

　それでは、ご質問等がないようですので、報第2号、山口市公共施設等総合管理計画に係る個別施設の対応方針（案）については、これで終了いたします。

　続きまして、日程第9、その他について、何かございますでしょうか。

事務局（恩田）　　次回教育委員会会議につきましては、後日皆様のご都合をお聞きして開催日を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

す。

藤岡職務代理者 その他に何かございますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたします。

これもちまして、平成29年度第6回教育委員会を閉会いたします。

(午後4時20分閉会)

上記議事録は正当であることを認め署名します。

山県市教育委員会

教育長 伊藤 正夫

委員 江崎 由里香